

国税通則法に基づく延長期限の期日指定について(平成28年熊本地震)

【これまでの経緯】

- ◆ 平成28年熊本地震の発生を受け、熊本県に納税地を有する納税者の4月14日以降に到来する全ての国税に関する申告・納付等の期限を延長(平成28年4月22日付告示)。

(注1)期限延長中の多くの法人は、既に自主的に申告等を行っている(申告件数16千件、前年比 86.2%)。

【今後の対応】

- ◆ 熊本県、市町村の意向を踏まえ、下表のとおり、国税に関する申告・納付等の期日を定め、期限延長措置を終了する(その旨、10月17日付国税庁長官告示を予定)。

(注2)熊本県及び全ての市町村は、ライフライン・交通機関の復旧状況、避難所の閉鎖予定等を踏まえ、国税について、下記の日程であれば支障なく、地方税の延長措置も同日に終了させる意向を示している。

(注3)国税通則法11条に基づいて、災害等の申告等ができないと認められる理由がやんだ日から二月以内の日を延長期日として指定しなければならない。

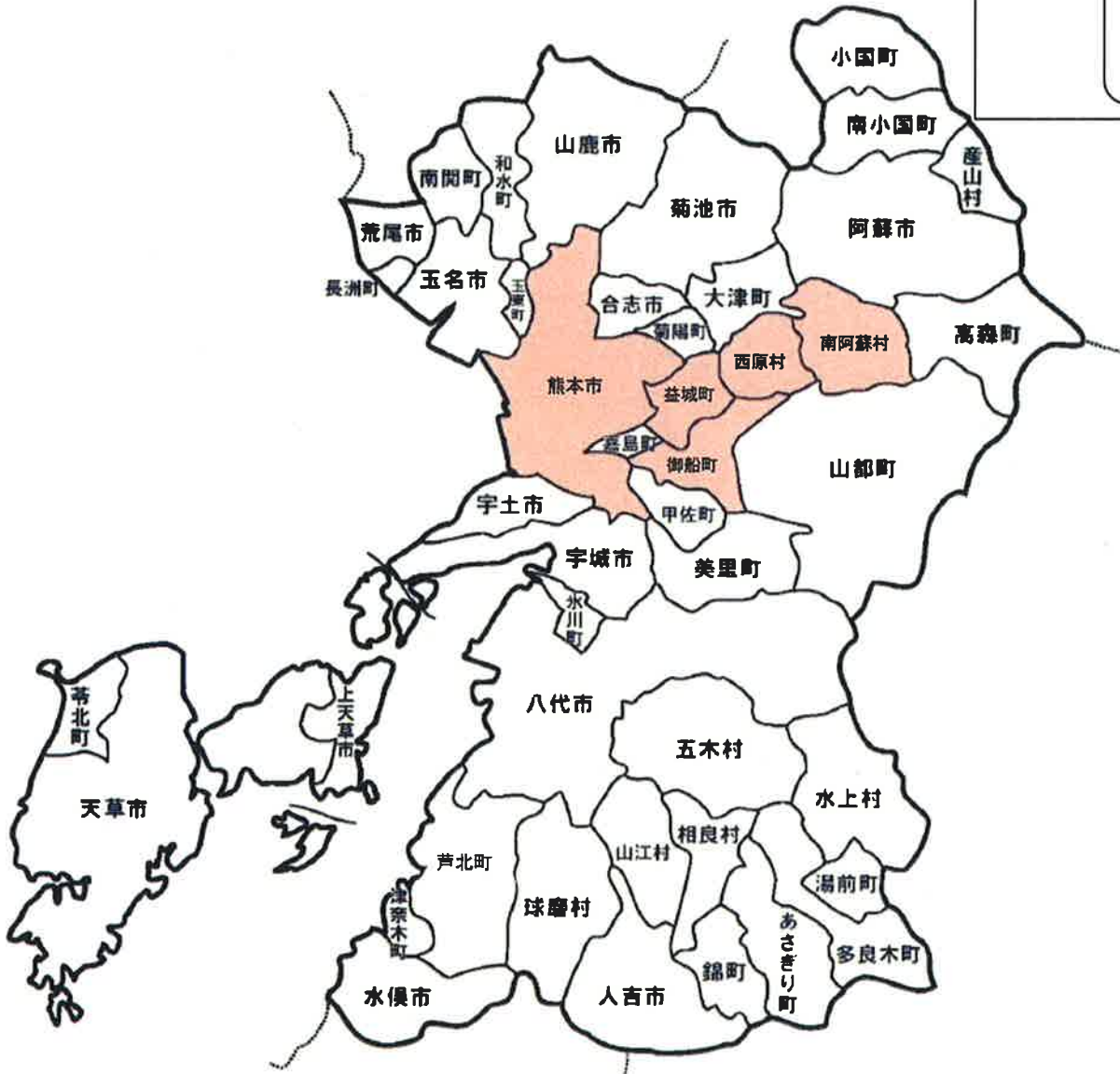
対象地域	延長期日
下記以外の市町村	11月30日
熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町	12月16日

- ◆ 申告等ができる状況にない被災納税者には、期日指定後も、その申請に基づき、引き続き、申告等の期限延長を継続するなど、被災者の実情に応じた丁寧な対応を行う。

参考資料 期限延長措置の対象地域

〔熊本県〕

- ……11月30日を延長期限とする地域
- ……12月16日を延長期限とする地域
〔熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町〕



参考資料 関係法令(抜粋)

○ 国税通則法(抄)

(災害等による期限の延長)

第十一条 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

○ 国税通則法施行令(抄)

(災害等による期限の延長)

第三条 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法第十一条(災害等による期限の延長)に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

2 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

3 (省略)